宍粟市軽中度難聴児補聴器等購入費助成事業実施要綱を廃止する要綱をここに公布する。

令和６年３月25日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市告示第11号

宍粟市軽中度難聴児補聴器等購入費助成事業実施要綱を廃止する要綱

宍粟市軽中度難聴児補聴器等購入費助成事業実施要綱（平成25年宍粟市告示第76号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。